

政令第九十五号

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

建築士法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年三月一日とする。

理由

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。